

鳥取縣公報

昭和十六年七月十五日
第一千二百五十號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

縣令

◇鳥取縣令第三十二號

昭和十三年四月鳥取縣令第十二號ノ自作農創設維持獎勵規程ヲ左ノ通改正シ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

昭和十六年七月十五日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

第三條中第一項及同項第一號ヲ左ノ通改ム

獎勵金ハ左ニ掲グル費用ニ對シ之ヲ交付ス

一 個人ガ自作農地ト爲ス爲ニ行フ未墾地ノ開墾ノ工事費

第四條第一項ヲ左ノ通改ム

前條第一號ノ工事費ニ對スル獎勵金ノ額ハ其ノ工事費ノ十分ノ四以內トス

第六條第一項ヲ左ノ通改ム

個人ガ自作農地ト爲ス爲未墾地ヲ購入シ且開墾シ又ハ其ノ所有スル未墾地ヲ開墾セントスル場合ニ於テハ左ノ各號ニ依ルモノトス

同條第二號第三號第四號ヲ削リ第五號ヲ第二號トシ以下順次繰上ゲ第十一號中「得ルモノトスルコト」ヲ「得ルモノトス」ニ改ム

鳥取縣公報 每週曜日發行 (休日ニ當ル) 昭和十六年七月十五日 (昭和四年四月十五日) 第三種郵便物認可 一

00837

第十一條削除ス

第十二條第一項中「獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル」ノ次ニ「個人又ハ」ヲ挿入シ第一號ヲ左ノ通改ム
一 事業計畫書 (資金ノ貸付ヲ受ケントスル場合 様式第四號) (獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル場合 様式第二號)

第十九條中「第三條」ノ次ニ「第一號」ヲ「獎勵金ノ交付ヲ受ケル」ノ次ニ「個人及」ヲ挿入ス
様式第一號中「職氏名」ヲ「住所(職氏名)氏名」ニ改メ
自作農創設開墾事業計畫ノ要領ハ削除ス

様式第三號中「職氏名」ヲ「住所(職氏名)氏名」ニ改ム

様式第六號中「職氏名」ヲ「住所(職氏名)氏名」ニ改ム

様式第七號中「職氏名」ヲ「住所(職氏名)氏名」ニ改ム

鳥取縣令第三十三號

昭和十六年二月鳥取縣令第七號青果物配給統制規則施行細則左ノ通改正ス

昭和十六年七月十五日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

第一條ヲ左ノ通改ム

青果物配給統制規則第二條第二項及第三條第二項ニ依リ知事ニ於テ青果物ノ配給統制計畫ヲ承認シタルトキハ知事ノ指定スル地區内ニ於ケル當該青果物ハ指定出荷者ニ非ザレバ之ヲ地區外ニ出荷スルコトヲ得ズ但シ販賣ヲ目的トセザルモノ又ハ特別ノ

00838

事情ニ依リ縣農會ノ承認ヲ受ケタル場合ハ此ノ限りニ非ズ

「第二條」ヲ削除ス

「第三條」ヲ第二條トス

「第四條」ヲ「第三條」トシ第二項中「委員ノ委嘱及解嘱」ノ次ニ「任免」ヲ加フ

「第五條」ヲ「第四條」トス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

訓 令

鳥取縣訓令第十五號

公 立 中 等 學 校 長
國 民 學 校 長
青 年 學 校 長

學校綜合視察規程左ノ通定ム

昭和十六年七月十五日

學 校 綜 合 視 察 規 程

鳥取縣知事 八 田 三 郎

第一條 學校綜合視察ハ學校教育各般ノ事項ヲ綜合的ニ視察シ其ノ刷新振興ヲ期スルヲ以テ目的トス
第二條 學校綜合視察ハ毎年學校ヲ選ビ學務部長之ヲ行フ

00839

第三條 綜合視察ニ當リテハ關係職員中ヨリ視察官附ヲ命ジ之ヲ輔佐セシム、別ニ學識經驗アル者ノ中ヨリ視察委員ニ委囑シ之ヲ輔佐セシムルコトヲ得

第四條 視察スベキ事項概ネ左ノ如シ

- 一 御影 詔書 勅語謄本ノ奉護ニ關スル事項
 - 二 國體ノ本義徹底ニ關スル事項
 - 三 施設經營一般ニ關スル事項
 - 四 校風校規ニ關スル事項
 - 五 訓育ニ關スル事項
 - 六 教授ニ關スル事項
 - 七 體育運動ニ關スル事項
 - 八 學校教練ニ關スル事項
 - 九 養護並ニ學校衛生ニ關スル事項
 - 十 校外指導ニ關スル事項
 - 十一 學校設備ニ關スル事項
 - 十二 教員ノ組織活動及修養研究ニ關スル事項
 - 十三 事務處理及會計經理ニ關スル事項
 - 十四 青少年團及學校報國團ニ關スル事項
 - 十五 其ノ他必要ト認ムル事項
- 第五條 視察官視察上必要ト認ムルトキハ日課ヲ變更シテ授業ヲ爲サシメ生徒兒童ニ付考査ヲ行フコトヲ得
- 第六條 視察ヲ終リタルトキハ學校校長以下職員ニ對シ意見ヲ開示シ必要ト認ムルトキハ適當ナル措置ヲ爲サシム

00840

附 則
本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

告 示

◇鳥取縣告示第五百七十一號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ組合員タル資格ヲ有スル者ニシテ組合員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年七月十五日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 組合ノ名稱及地區

(イ) 名 稱 鳥取縣左官材料商組合
(ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ左官材料ノ販賣ヲ業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

00841

品名

單位

販賣業者販賣價格

備考

左官材料用板布海苔一號

一貫

五、一〇

山口縣產

左官材料用銀杏草一等品(黒葉)

同

四、八〇

同

左官材料用具 穀灰

三五疋 一俵

二、一五

鳥取縣產

本表價格ハ賣主店先渡價格ニシテ包裝費荷造費ヲ含ムモノトス但シ貝殼灰ハ生産地市町村以外ノ地ニ在リテハ三五疋入一俵ニ付三十五錢ノ範圍内ニ於テ生産者ヨリノ引取運賃諸掛ノ實費ヲ加算スルコトヲ得

(ロ) 實施ノ日 昭和十六年七月十五日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ揭示スベシ

◆鳥取縣告示第五百七十二號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通價格ヲ認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年七月十五日

鳥取縣知事

入

田

三

郎

一 組合ノ名稱及地區

00842

(イ) 名稱

鳥取縣左官材料商組合

(ロ) 地區

鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ建築左官材料ノ販賣ヲ營ム者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額

品名

品種

規格

單位

卸賣價格

小賣價格

專賣特許風呂底

鳥根縣產

直徑一尺七寸足付竹製

一枚

一、〇九五

一、三〇〇

同

同

直徑一尺六寸足付竹製

一枚

一、〇七三

一、二八〇

(ロ) 實施ノ日 昭和十六年七月十五日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 物價調整上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ

(ロ) 認可ヲ受ケタル額及實施ノ日ヲ組合員ノ營業所ニ掲記スベシ

◆鳥取縣告示第五百七十三號

價格等統制令第三條第一項ノ規定ニ依リ左ノ通認可シ同條第二項ニ依リ指定地區内ニ於テ構成員タル資格ヲ有スル者ニシテ構成員ニ非ザル者ニ付テモ本認可價格ヲ以テ指定期日ニ於ケル額ト看做ス

昭和十六年七月十五日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

00843

一 組合ニ準ズルモノノ名稱及地區

(イ) 名 稱 鳥取縣副業協會
(ロ) 地 區 鳥取縣一圓

二 構成員タル資格

地區内ニ於テ副業品ノ製造又ハ販賣ヲ業ト爲ス者

三 統制令第二條第二項又ハ第三項ノ額ニ代ルベキ額及其ノ實施ノ日

(イ) 額 左記ノ通

(ロ) 實施ノ日 昭和十六年七月十五日

四 認可ニ附シタル條件

(イ) 價格等統制上必要アルトキハ認可ヲ取消スコトアルベシ
(ロ) 認可價格及實施ノ日ヲ構成員ノ營業所ニ揭示スベシ

種 別 規 格 單位 卸賣業者販賣價格 小賣業者販賣價格 備考

苧 荻 (七島藎)

| | | | |
|---------------|----|------|-------|
| 特等長 六尺以上ノモノ | 一貫 | 一〇〇〇 | 以下本縣産 |
| 一等長 四尺以上ノモノ | 同 | 八〇〇 | |
| 二等長 二尺五寸以上ノモノ | 同 | 六〇〇 | |

00844

苧 荻 (七島草履表)

| | | |
|---------------|-----------|-----|
| 三等 二尺五寸未滿ノモノ | 同 | 四〇〇 |
| 並市物 巾長 七寸二分以上 | 一足 | 一八〇 |
| 小巾物 巾長 七寸二分未滿 | 同 | 一五〇 |
| 並市物 巾長 七寸七分以上 | 同 | 一八〇 |
| 小巾物 巾長 七寸七分未滿 | 同 | 一五〇 |
| 藤 苧 組 裏 | 巾 五 分 以 上 | 六 尺 |

ワ ラ ビ 粉

| | | |
|-----------|-----|------|
| 打 掛 | 一貫匁 | 四、三〇 |
| 腰 付 | 一枚 | 一、〇〇 |
| 胴 丸 | 同 | 一、三〇 |
| 同 | 同 | 二、五〇 |
| 同 | 同 | 二、八〇 |
| 同 | 同 | 二、〇〇 |
| 一貫 | 同 | 二、二五 |
| 上長 一尺五寸以上 | 同 | 八〇 |
| 並長 一尺五寸未滿 | 同 | 四〇 |

草 蓑 (ひねり蓑)

本表價格ハ賣主庭先又ハ店先渡價格ニシテ包裝費荷造費ヲ含ミタル價格トス

◇鳥取縣告示第五百七十四號

因伯牛續生産検査規則第一條ニ依ル生産検査ヲ左ノ通施行ス 依而昭和十六年五月十日迄ニ生産シタル續ノ所有者又ハ管理者ハ該續

00845

ヲ所定ノ検査所ニ奉付ケ検査ヲ受クベシ
昭和十六年七月十五日

| 検査期日 | 検査場所 | 鳥取縣知事 | 検査區域 | 入田三郎 | 奉付時間 |
|-------|------------|----------|--------------|------|-------|
| 七月十五日 | 東伯郡竹田村下西谷 | 旭村ノ内 | 下西谷、下畑、大谷 | | 午前九時 |
| 同 | 郡竹田村穴鴨 | 旭村ノ内 | 下西谷、下畑、大谷ヲ除ク | | 午前十時 |
| 同 | 郡旭村曹源寺 | 旭村ノ内 | 曹源寺 | | 午後一時 |
| 同 | 郡旭村大河内 | 旭村大河内 | | | 午前九時 |
| 同 | 郡旭村家畜市場 | 三朝村、旭村ノ内 | 曹源寺大河内ヲ除ク | | 午前十一時 |
| 同 | 郡小鹿村高橋 | 小鹿村 | | | 午前九時 |
| 同 | 郡三徳村坂本 | 三徳村 | | | 午後一時 |
| 同 | 郡同 村片柴 | 三徳村 | | | 午後二時 |
| 同 | 郡山守村役場 | 山守村 | | | 午前九時 |
| 同 | 郡南谷村修練農場 | 南谷村 | | | 午前九時 |
| 同 | 郡矢送村關金家畜市場 | 矢送村 | | | 午前十一時 |
| 同 | 郡上小鴨村福山 | 上小鴨村 | | | 午前九時 |
| 同 | 郡小鴨村中河原 | 小鴨村 | | | 午前十一時 |
| 同 | 郡花見村役場前 | 花見村 | | | 午前九時 |
| 同 | 郡泊村園 | 泊人村 | | | 午前十一時 |
| 同 | 郡舍人村役場前 | 舍人村 | | | 午後一時 |

00846

| | | | | | |
|---|----------|-----------------|--|--|-------|
| 同 | 郡松崎村松崎驛前 | 東郷村、松崎村 | | | 午後二時 |
| 同 | 郡西郷村役場前 | 西郷村 | | | 午前八時 |
| 同 | 郡日下村福庭 | 日下村 | | | 午前十時 |
| 同 | 郡長瀬村長瀬 | 橋津村、宇野村、長瀬村 | | | 午後一時 |
| 同 | 郡淺津村役場前 | 淺津村 | | | 午後二時 |
| 同 | 郡上北條村新田碓 | 上北條村 | | | 午前九時 |
| 同 | 郡中北條村役場前 | 中北條村 | | | 午後一時 |
| 同 | 郡社村國分寺 | 社村 | | | 午前八時 |
| 同 | 郡下北條村弓原 | 下北條村 | | | 午後一時 |
| 同 | 郡北谷村中野 | 北谷村 | | | 午前八時 |
| 同 | 郡北谷村小田 | 北谷村 | | | 午前十一時 |
| 同 | 郡高城村大立 | 高城村 | | | 午前八時 |
| 同 | 郡同村上福田 | 高城村 | | | 午前十時 |
| 同 | 郡倉吉家畜市場 | 倉吉町 | | | 午後一時半 |
| 同 | 郡大誠村原 | 大誠村 | | | 午前九時 |
| 同 | 郡灘手村役場前 | 灘手村 | | | 午後一時 |
| 同 | 郡榮村龜谷 | 榮村 | | | 午前九時 |
| 同 | 郡由良町妻波 | 由良町 | | | 午後一時 |
| 同 | 郡古布庄村三本杉 | 古布庄村ノ内 三本杉 | | | 午前八時 |
| 同 | 郡同 村矢下 | 古布庄村ノ内 矢下、法万ヲ除ク | | | 午前十一時 |

00847

◇鳥取縣告示第五百七十五號

鳥取縣前第一土地區調整整理組合組長及組合副長左記ノ通選任ノ件昭和十六年七月十五日認可セリ

昭和十六年七月十五日

鳥取縣岩美郡津ノ井村大字生山九番屋敷
組 合 長

鳥取縣知事 八 田 三 郎
井 上 光 美

| | | | |
|------|--------------|------------------|---------|
| 同 | 同 郡同 村法方 | 古布庄村ノ内 三本杉、矢下ヲ除ク | 午後二時 |
| 八月二日 | 同 郡上郷村役場前 | 上 郷 村 | 午前九時 |
| 同 | 同 郡下郷村鋤 | 下 郷 村 | 午後一時 |
| 同 三日 | 同 郡浦安村金市家畜市場 | 浦 安 村 | 午前九時 |
| 同 | 同 郡八橋町城山 | 八 橋 町 | 午前十時半 |
| 同 四日 | 同 郡上中山村羽田井 | 上 中 山 村 | 午前九時 |
| 同 | 同 郡上中山村樋ノ口 | 上 中 山 村 | 午前十一時 |
| 同 五日 | 同 郡下中山村御崎 | 下 中 山 村 | 午後二時 |
| 同 | 同 郡赤碓家畜市場 | 赤 碓 町 | 午前七時三十分 |
| 同 | 同 郡成美村勝田 | 成 美 村 | 午前九時 |
| 同 | 同 郡安田村寛津 | 安 田 村 | 午前十一時 |
| 同 七日 | 同 郡以西村宮木 | 以 西 村 | 午前十時 |

00843

◇鳥取縣告示第五百七十六號

市街地建築物法施行細則第二十五條ニ依リ假設建築物建築ノ件許可セリ

昭和十六年七月十五日

鳥取市今町一丁目二十七番地
組 合 副 長

山 宇 石 治

一 建築主ノ住所氏名

鳥取市東品治町百拾八番地ノ壹

鳥取縣知事 八 田 三 郎

一 建築物ノ場所

因幡製材株式會社 社長

中 島 忠 藏

一 建築物ノ用途

鳥取市東品治二二一ノ一番地
會社事務所並ニ集會場

一 建築物ノ構造種別

木造屋根瓦葺二階建

一 建築物ノ面積

建築 面積 二五、四六坪
突出セル部分 九、五〇坪

一 命令事項

- 一 本建築物ノ存續期限ハ都市計畫事業實施迄トス
- 一 前項ノ存續期限滿了ノ時ハ都市計畫事業實施者ノ指定スル期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ除却スベシ
- 一 本建築物ヲ他人ヘ讓渡シタル場合ハ十日以内ニ届出ツベシ
- 一 知事必要アリト認ムルトキハ本命令書ノ條項ヲ増減若ハ變更スルコトアルベシ

◇鳥取縣告示第五百七十七號

00849

公有水面埋立竣功期限伸長ノ件左ノ通許可セリ

昭和十六年七月十五日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

- 一 埋立ノ場所 米子市灘町一丁目一四番地先ヨリ同町三丁目一五四番地先ニ至ル公有水面千六百一坪三合七勺
- 一 竣功伸長期限 昭和十七年三月三十一日
- 一出 願者 鳥取縣知事

◇鳥取縣告示第五百七十八號

左記墓地ハ改葬ヲ要スルモ緣故者不明ノ趣ニ付キ有縁者ハ七月三十一日迄ニ管理者宛ニ申出ラルベク若右期日迄ニ申出ナキ場合ハ管理者ニ於テ適宜改葬セラルベシ

昭和十六年七月十五日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

- 一 墓地所在地 富山縣上新川郡大山村有峰字西谷割五番外三五筆中ニ散在ス
- 一 無縁墳墓 數十基
- 一 管理者 富山縣上新川郡大山村長
- 一 墓地所在地 和歌山市湊二六九三番地
- 一 基 數 二二〇基
- 一 管理者 和歌山市湊二六九三番地山川寺住職溝上靜龍

00850

◇鳥取縣告示第五百七十九號

當管内ニ於ケル健康保險醫左ノ通指定セリ

昭和十六年七月十五日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

- 專門科名 診療所々所在地 氏 名 指定年月日
- 眼 科 東伯郡倉吉町越殿町 厚生病院内 蘭、田 尙 次 昭和十六年七月十日

◇鳥取縣告示第五百八十號

健康保險法施行規則第二十三條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十六年七月十五日

鳥取縣知事

八 田 三 郎

| | | | | |
|----------------|--------|----------------------|-----------------------|------------------|
| 被保險者證 記號 番號 | 被保險者氏名 | 工場事業場又ハ事務所 所在地並名稱 | 無効トナリタル被保 險者證交付年月日 | 無効トナリタル 年 月 日 |
|----------------|--------|----------------------|-----------------------|------------------|

- | | | | | | |
|-----|-------|-------|--------------------------|---------|---------|
| 日さに | 二九 | 梅林 勤 | 日野郡根雨町 木山 製材所 | 一六、四、五 | 一六、四、二〇 |
| 米には | 二、九三〇 | 高橋 茂子 | 米子市錦町三丁目 日本製絲株式會社米子工場 | 一五、三、一九 | 一六、五、七 |
| 日わ | 一三〇 | 竹内 康雄 | 日野郡多里村 日本クローム株式會社若松鑛山 | 一三、七、一六 | 一六、一、一 |

00851

| | | | | | |
|---------|------|-------------------------|------------------------|----------|---------|
| 氣いし | 六六 | 田中靜江 | 氣高郡寶木村 因州製紙株式會社寶木工場 | 一五、一〇、一一 | 一六、四、四 |
| 米よ二、六五四 | 友森重知 | 米子市久米町 日本曹達株式會社米子製鋼所 | | 一五、三、一一 | 一六、三、一六 |
| 同 | 七八八 | 八本喜則 | 同 | 一二、九、二八 | 一六、三、一五 |
| 岩い | 八八八 | 溝口光好 | 岩美郡小田村 日本鑛業株式會社岩美鑛山 | 七、一一、一八 | 一六、二、一 |
| 八た | 五 | 西尾房子 | 入頭郡佐治村 竹本抄紙工場 | 一〇、八、一〇 | 一六、五、二八 |
| 鳥うち | 一八 | 市川長藏 | 鳥取市丸山 田製絲場 | 七、八、一〇 | 一六、二、一〇 |
| 米いは | 三九四 | 野内芳松 | 米子市祇園町 石黒造船所 | 一六、二、一九 | 一六、五、一一 |
| 鳥ちち | 二一 | 福田豊治 | 鳥取市東品治 中央木履製造合資會社 | 一五、一二、一三 | 一六、三、二一 |
| 西にし | 三六 | 柏原岩夫 | 西伯郡境町 西屋木材株式會社 | 一五、一二、二〇 | 一六、五、一五 |
| 西にち | 二一 | 門脇益次 | 西伯郡境町 西ヶ崎鐵工所 | 一三、五、一 | 一六、六、一〇 |

00852

| | | | | | |
|-----|-------|------|---------------------------|----------|---------|
| 西には | 五四 | 煩石保 | 西伯郡外江村 日本海木材株式會社 | 一六、四、一六 | 一六、六、二三 |
| 米ひ | 三五四 | 山崎統祥 | 米子市東町 日ノ丸自動車株式會社米子支社 | 一三、三、二五 | 一六、六、六 |
| 米はは | 一四六 | 砂原弘治 | 米子市錦町三丁目 入田鐵工所 | 一四、八、二八 | 一六、五、一四 |
| 東すめ | 七 | 原春子 | 東伯郡小鴨村 杉本製綿所 | 一五、一一、一八 | 一六、六、五 |
| 西いた | 六九 | 青木金作 | 西伯郡境町 板倉商店工場 | 一五、五、八 | 一六、三、一〇 |
| 日わ | 二〇三 | 笹野隆治 | 日野郡多里村 日本クロム工業株式會社若松鑛山 | 一五、一〇、二五 | 一六、四、一五 |
| 氣にに | 四、〇一九 | 福井正秋 | 氣高郡湖山村 日本製絲株式會社湖山工場 | 一五、一〇、一四 | 一六、六、二五 |

◇鳥取縣告示第五百八十一號

職員健康保險法施行規則第三十二條ニ依リ交付シタル被保險者證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十六年七月十五日

鳥取縣知事 八 田 三 郎

00853

| 被保險者證 記號 番號 | 被保險者氏名 | 工場事業場又ハ事 務所在地名稱 | 無効トナリタル被保 險者證交付年月日 | 無効トナリ タル年月日 |
|----------------|--------|----------------------|-----------------------|----------------|
| 職島まい 六九 | 吉木よし恵 | 鳥取市東品治町 株式會社丸由百貨店 | 一五、五、三〇 | 一六、五、二八 |
| 同 七一 | 植木芳子 | 同 | 一五、五、三〇 | 一六、六、九 |
| 同鳥に 二二 | 角谷五郎 | 鳥取市西町 株式會社日本海新聞社 | 一五、六、六 | 一六、四、三〇 |
| 同鳥まい 二二二 | 大野可夫 | 鳥取市東品治町 株式會社丸由百貨店 | 一六、四、五 | 一六、五、二〇 |
| 同米よは 一二 | 石原堅明 | 米子市東倉吉町 株式會社米子銀行 | 一五、五、三〇 | 一六、五、一五 |

正 誤

| 區 別 | 頁 | 段 及 行 | 誤 | 正 |
|--------------------------------|-----|--------------------------------|---------------|-------------------|
| 昭和十六年五月三 十日鳥取縣告示第 四百四十四號 | 八 | 一行目 | 昭和十五年 | 昭和十六年 |
| 昭和十六年六月十 七日鳥取縣告示第 四百九十六號 | 七行目 | レモン | 同 〇、二五 | レモン 一個 〇、二五 |
| 昭和十六年六月十 七日鳥取縣告示第 四百九十六號 | 二八 | 九行目ヨリ 生産者販賣價格 工場渡 一匁(大貫) | 一匁(大貫) 一匁(大貫) | 一匁(大貫) 一匁(大貫) |
| 昭和十六年六月十 七日鳥取縣告示第 四百九十六號 | 二八 | 一二行目マデ 小賣價格 小口賣營業 | 同 〇、〇七 | 小賣價格 小口賣營業 同 〇、〇七 |
| 昭和十六年七月四 日鳥取縣告示第五 百四十六號 | 四 | 一三行目 醫師 倉重 晋 | 同 | 解囑醫師 倉重 晋 |
| 昭和十六年七月四 日鳥取縣告示第五 百四十六號 | 四 | 一二行目 醫師 北山 三郎 | 同 | 囑託醫師 北山 三郎 |
| 昭和十六年七月四 日鳥取縣告示第五 百四十六號 | 五 | 六行目 鳥取縣財務出張所 | 同 | 鳥取縣財務出張所 |

00854

| 昭 和 十 六 年 六 月 十 七 日 鳥 取 縣 告 示 第 四 百 九 十 六 號 | 昭 和 十 六 年 六 月 十 七 日 鳥 取 縣 告 示 第 四 百 九 十 六 號 | 昭 和 十 六 年 七 月 十 五 日 鳥 取 縣 告 示 第 四 百 九 十 六 號 | 昭 和 十 六 年 七 月 十 五 日 鳥 取 縣 告 示 第 四 百 九 十 六 號 | 昭 和 十 六 年 七 月 十 五 日 鳥 取 縣 告 示 第 四 百 九 十 六 號 |
|--|--|--|--|--|
| 販賣價格中 | 販賣價格中 | 販賣價格中 | 販賣價格中 | 販賣價格中 |
| 昭 和 十 六 年 六 月 十 七 日 鳥 取 縣 告 示 第 四 百 九 十 六 號 | 昭 和 十 六 年 六 月 十 七 日 鳥 取 縣 告 示 第 四 百 九 十 六 號 | 昭 和 十 六 年 六 月 十 七 日 鳥 取 縣 告 示 第 四 百 九 十 六 號 | 昭 和 十 六 年 六 月 十 七 日 鳥 取 縣 告 示 第 四 百 九 十 六 號 | 昭 和 十 六 年 六 月 十 七 日 鳥 取 縣 告 示 第 四 百 九 十 六 號 |
| 二八 | 二八 | 二八 | 二八 | 二八 |
| 九行目ヨリ 生産者販賣價格 工場渡 一匁(大貫) | 九行目ヨリ 生産者販賣價格 工場渡 一匁(大貫) | 九行目ヨリ 生産者販賣價格 工場渡 一匁(大貫) | 九行目ヨリ 生産者販賣價格 工場渡 一匁(大貫) | 九行目ヨリ 生産者販賣價格 工場渡 一匁(大貫) |
| 一匁(大貫) 一匁(大貫) | 一匁(大貫) 一匁(大貫) | 一匁(大貫) 一匁(大貫) | 一匁(大貫) 一匁(大貫) | 一匁(大貫) 一匁(大貫) |
| 〇、〇七 〇、〇七 | 〇、〇七 〇、〇七 | 〇、〇七 〇、〇七 | 〇、〇七 〇、〇七 | 〇、〇七 〇、〇七 |
| 小賣價格 小口賣營業 | 小賣價格 小口賣營業 | 小賣價格 小口賣營業 | 小賣價格 小口賣營業 | 小賣價格 小口賣營業 |
| 同 〇、〇七 | 同 〇、〇七 | 同 〇、〇七 | 同 〇、〇七 | 同 〇、〇七 |
| 一三行目 醫師 倉重 晋 | 一三行目 醫師 倉重 晋 | 一三行目 醫師 倉重 晋 | 一三行目 醫師 倉重 晋 | 一三行目 醫師 倉重 晋 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 一二行目 醫師 北山 三郎 | 一二行目 醫師 北山 三郎 | 一二行目 醫師 北山 三郎 | 一二行目 醫師 北山 三郎 | 一二行目 醫師 北山 三郎 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |
| 六行目 鳥取縣財務出張所 | 六行目 鳥取縣財務出張所 | 六行目 鳥取縣財務出張所 | 六行目 鳥取縣財務出張所 | 六行目 鳥取縣財務出張所 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 同 |

彙報

飼料肥料の増産は

銃後國民の重要任務

全國的に 自給増産報國運動

(農務課)

一 趣旨

支那事變は既に滿四ヶ年を経過し、しかも世界の情勢はいよいよその複雑性を増大して今やその前途は逆路するに難く、事態は益々長期戦の覺悟を固くせねばならなくなつてゐる。

吾々國民は皇國の大理想實現の爲には如何なる長期戦をもこれを甘受して時艱突破に邁進するものであるが、しかもこれと共に目下最も喫緊さを加へてゐるものは食糧増産の問題である。近時肥料の不足は輸入關係等によつて未曾有の難關に立ち食糧増産に伴ふ肥料供給の増加が要請せられるに對して今日程自給肥料の必要を痛感される時代は嘗てない。

これと共に又重要な問題は飼料である。有能軍馬資源の涵養を

始め一般畜産の増殖は刻々にその重要性を増してゐる今日、その原動力たる飼料、特に濃厚飼料はまことに窮屈なる事情にある。これらの難關を打開克服して、時局下に於ける飼料肥料の増産を遂行することこそ、現下銃後國民の最重要任務といはねばならぬ。

然るにこの肥料及び飼料問題の解決策として、最も好適にして手近な方法は山野草の利用といふことである。元來我が國では既に往古から、肥料にも飼料にも共に山野草はその最たるものであつて、初夏から初秋に於ける農家の毎朝の行事として「朝草刈り」が行はれ、老も若きも星を戴き露に濡れて山野草の採集に懸命の努力を拂ひ、朝食前の一荷の草刈りは中年以上の農夫の記憶に新なるところである。然るに大正年代頃より金肥及び濃厚飼料の使用奨励とその入手の容易であつたことは、遂に農村からこの「朝草刈り」の美風を減退せしめるに至つた。

その結果田畑は有機質の缺乏を來して地力の低下を招き、牛馬は濃厚飼料の多給によつて却つてその健康を害し疾病を誘發せしめるにさへ至つた。そこに今次の金肥及び飼料輸入の不圓滑である。考へ方によつてはこれは天が我が農家に山野草使用の必要を

00856

警告するものとも思はれ、山野草採取利用の急務を痛感せざるを得ない。

農林省に於ては今回「飼料肥料自給増産報國運動」を企圖せられ、乾草の増産に依る飼料の自給及び草刈による堆肥の増産を中核として精神的啓蒙及び實行運動を行ふこととせられたのは眞に機宜を得た好施策として、縣民一同擧つてこれが積極的な協力に邁進しなければならぬのである。全縣下の農家は素より、學校團體等もこの運動の趣旨を諒し、勤勞報國の精神を以てこれが目的達成に努められんことを切望する次第である。

二 増産目標

堆肥の増産については既に昭和十四年度に於て「堆肥増産三ヶ年計畫」を樹立し、昭和十四年より今年まで三ヶ年間に毎年堆肥を六億貫、三ヶ年を以て十八億貫の増産を期し、本縣に於ては現在一億一千萬貫の堆肥を二割増産し本年度目標を一億三千萬貫に置き之が達成を期することにして居る。その増産數量は農家に於て各戸二割増産を期して完遂することとなつてゐるのであつて、今回の運動もこの堆肥増産三ヶ年計畫達成の一翼たらしめようとするものである。

又飼料の自給に關しては、山林原野の生産物及び農産副生産物にして飼料として自給し得る給源は決して尠くないのであるから

乾草の増産を中心として粗飼料總量五十萬噸(乾燥量)の自給増産を行ふことを目標とし、本縣に對しては乾草七千二百噸の増産が割當てられてゐるのである。本縣割當の七千二百噸は、これを完遂すれば本縣に於ては家畜飼料としては別に他よりの購入を行はないでも、これを以て充分に縣内の需給を果し得る程度のものである。

三 實行方法

本運動實施の時期は七月中旬より九月中旬に至る期間となつてゐるが、山野草の收穫にも自らその時期があつて、同じ草でも含有成分の最も多量な時期、用途及び貯藏の方法によつて最も適當なる時期が存在するわけであるから、よく考慮してなるべく適期にこれを採集するやうに努力したいものである。

これが實施の企畫主体としては、中央に於ては農林省關係局課がこれに當り、地方に於ては地方長官の下に地方廳關係職員が企畫するものであつて、主催者は農業報國聯盟及び各地方支部であるが、帝國農會、帝國馬匹協會、中央畜産會、府縣農會、畜産組合聯合會が協力体となり、その他各種團體の協賛によつて實施する。

四 事業

全國數ヶ所に地方別協議會を開き、又各府縣別協議會によつて

其の地域内の關係者に本運動の趣旨及び事業計畫内容を説明して實行計畫に關して協議を行ふ。而してこれが實行運動としては

1 一般に對する指導

地方企畫主体は各團體と協力して市町村毎に實施計畫を樹立せしめ、農民の精神的奮起を促して實行に努めるものであつて、市街地の勤勞團體も事情の許す限り農村に於ける本實行運動に協力せしめる。

2 勤勞團體の乾草調製作業に對する指導

青少年團、中等學校、國民學校の生徒、婦人團體、部落團體等について乾草調製勤勞作業を奨励する。調製乾草は地元にて利用するを原則とするが、出征家族、並びに遺家族等に優先的に提供し、又必要ある場合は畜産團體等の斡旋によつて飼料の不足する地方に適宜供給の途を講ずる場合もある

3 堆厩肥増産強調

本運動實施期間中に於て「堆肥増産一齊實行運動」を施行して部落團體を總動員し、青少年團、青年學校、國民學校等の勤勞奉仕と相俟つて堆厩肥の増産を圖る。

4 趣旨普及宣傳

ラジオ放送、新聞雜誌、ポスター、パンフレット其の他の適當なる方法により本運動趣旨の普及宣傳が行はれる筈であ

以上今回飼料肥料自給増産について全國的に實施せられる報國運動の概要を記したのであるが、切に各位の奮闘努力によつてこの飼料肥料の増産確保に邁進し、我が國未曾有の難局打開に努めるやう萬全の計畫とその遂行を期待する次第である。

歩け！歩け！大いに歩け

正常歩奨励大運動

先づ鳥取市から實施

(社會教育課)

歩け歩け、歩け歩け
東へ西へ歩け歩け
道なき道を歩け歩け

歩け／＼の運動は國民体力向上の目的から早くより提唱せられてゐる新聞、ラジオ等で宣傳せられてゐるところであるが、歩くにしても唯漫然と歩くのみでなく、正常歩に依つて國民の身体的訓練と精神的修養を圖る一方、正確なる距離測定訓練をも併せ行はしめるため、今回縣では全縣下に之が正常歩の一大運動を提唱

實施することゝなつた。

本運動は時と所とを問はず誰にでも行ひ得るものであり而も簡單で有効な運動であつて、之が生活化は國防國家体制建設の途上極めて緊切要務と云はなければならぬ。

先づ最初に鳥取市から實施することにして米子市、倉吉町の部は第二次に、一般町村の部は第三次に實施することになつてゐる即ち鳥取市から若櫻街道廻り縣廳まで、鳥取市から智頭街道廻り裁判所までの距離測定を行ひ、厚生省の示す一般人(無荷物)平地歩行の歩幅及速度を標準として鳥取市から縣廳まで千三百五十米(千六百九十歩)を十三分三十秒で歩き、又鳥取市から裁判所まで千五百米(千八百七十五歩)を十五分で正常歩するのである。

之を細かく刻めば鳥取市より若櫻橋までの五百米(六百三十歩)を五分間、同じく電燈會社までの九百五十米(千百九十歩)を九分三十秒で歩き、更に鳥取市から智頭橋までの六百米(七百五十歩)を六分間、同じく郵便局までの一千五百米(千三百十歩)を十分三十秒で歩くことになつてゐる。(参考一般成人女子の(無荷物)平地歩行の歩幅及速度は七十五―八十センチで一時間百二十五歩乃至百三十歩なり)

尙ほ本運動は新聞、ラジオ等で宣傳するの外レコード販賣店、

及びラジオ店等の援助を求めることになつてゐるが、國防國家建設のためには正常明なる生活化と、而して國民の強健な体力とを必要とする譯であるから、全縣民擧つて此の正常歩を勵行せられるやう切望して已まない次第である。

◎ 行旅死亡人

- 一本籍、住所、氏名、職業、年齢不詳
- 一 推定年齢 五十歳位
- 一 男女ノ別 男 子
- 一 身 丈 五 尺 位
- 一 頭髮(人相特徴) 顔細長、鼻高、頭髮中、體格瘦セタル者
- 一 着 物 木綿シャツ一枚、メリヤスシャツ一枚、縞絆天一枚、胴巻一枚、所持金ナシ
- 一 死亡地 北會津郡門田村大字回川字中島部落熊野神社境内ニ於テ凍死シ居ルヲ發見、檢視済ノ上引渡シヲ受ケ假埋葬ニ付シタリ
- 一 取扱者 福島縣北會津郡門田村長
- 一 心當ノ向ハ直接該村長宛照會相成度

00859

◎行旅死亡人

- 一本 籍 住所、氏名不詳、推定年齢二十五、六歳
 - 一 男女ノ別 男子、體死體
 - 一身 丈 五尺二寸位
 - 一人 相 顔形ナシ
 - 一 着 衣 コットンラダグダ色シャツ、茶色クスミ製ワイシヤツ、茶色ラシキチヨツキ、黒ラシヤジャンパー革製バンド、足袋、駒下駄、各半足何レモ破レテ使用シ得ザル
 - ニ付死體ト共ニ埋葬セリ
 - 一 遺留品 ナ シ
- 右ハ昭和十六年四月十三日午前一時頃當村字北向地内鐵道線路ニテ體死シ居リタルヲ發見檢視濟ノ上引渡ヲ受ケ假埋葬ニ付シタリ
- 一 取扱者 福島縣安對郡油井村長
 - 心當ノ向ハ直接該村長宛照會相成度

◎行旅死亡人

- 一 取扱者 鳥取縣西伯郡所子村長
- 一本籍住所 不詳
- 一 氏名、年齢 不詳、推定年齢七十歳位
- 一 性 別 女

一 職 業 不詳ナレドモ一見乞食體

- 一人 相 身長四尺九寸位、丸顔、色黒ク頭頂禿ケ白髮薄ク目トラホーム、鼻、口、耳普通
- 一 着 衣 縞ノ單衣、メリヤスノ襦袢、モスリンノ合半巾帶麻裏草履
- 一 所持品 ナシ
- 一 取扱概況 六月十三日鳥取縣西伯郡所子村大字清原字新田原三五二番地ニ於テ死亡現場ニ假埋葬ス
- 心當ノ向ハ直接該村長宛照會相成度

昭和十六年七月十五日印刷
昭和十六年七月十五日發行

鳥取縣 鳥取 東町 縣
發行所 鳥取縣 氣高郡 大正村 大字 古海
印刷所 鳥取縣 刑務支所